

(案)

※本実施要領は今後変更される可能性があります。

外国人介護人材受入・定着支援等事業実施要領 (令和6年度補正予算分)

1 目的

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ」において、国が行う取り組みとして、「巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行う」とされていること等を踏まえ、新たに対象となる訪問系の介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施に備え、巡回訪問システムの改修を行うことにより、訪問介護事業所等への巡回訪問の円滑な実施を実現し、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に受入・定着できるようにすることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材受入・定着支援等事業（令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算）公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

訪問系の介護事業所等への巡回訪問を円滑に実施できるよう、巡回訪問に係るシステムの改修を実施する。

上記の取組のほか、必要に応じて、外国人介護人材の円滑な受入及び定着等に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について、定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の

(案)

範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。